雇児発0405第12号 平成24年4月5日

都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等 · 児童家庭局長

「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正等 について

標記については、平成17年3月30日雇児発第0330008号厚生労働省雇用 均等・児童家庭局長通知「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」に より行われているところであるが、今般、その一部を(別紙)新旧対照表のとおり改 正し、平成24年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、この通知の施行に伴い、平成17年3月30日雇児福発第0330001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知「児童養護施設等の小規模なグループによるケアの推進における実施指針」は廃止する。

(別紙) 「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」の一部改正 新旧対照表

新 旧 雇児発第0330008号 雇児発第0330008号 平成17年3月30日 平成17年3月30日 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成18年4月3日雇児発第0403021号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成20年6月27日雇児発第0627003号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成22年6月4日雇児発0604第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号 【一部改正】平成23年3月30日雇児発0330第2号 【一部改正】平成24年4月5日雇児発0405第12号 都 道 府 県 知 事 都 道 府 県 知 事 各 指 定 都 市 市 長 殿 各 指 定 都 市 市 長 殿 児童相談所設置市市長 児童相談所設置市市長 厚生労働省雇用均等,児童家庭局長 厚生労働省雇用均等,児童家庭局長 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、 近年、児童養護施設等には、虐待を受けた子ども等の入所が増加しつつあるが、 虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしてい 虐待を受けた子ども等が他者との関係性を回復させることや愛着障害を起こしてい る子どものケア (養育)には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があ る子どものケア (養育)には、これまでの大規模な集団によるケアでは限界があ り、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかな り、できる限り家庭的な環境の中で職員との個別的な関係を重視したきめ細やかな ケアを提供していくことが重要とされている。 ケアを提供していくことが重要とされている。 このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・児童 家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通知の 施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言である。

このため、児童養護施設等において、小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため、別紙<u>1から4まで</u>のとおり、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設<u>の各施設</u>における小規模グループケア実施要綱を定め、平成17年4月1日から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

なお、平成16年5月6日雇児発第0506002号厚生労働省雇用均等・ 児童家庭局長通知「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」は、本通 知の施行に伴い廃止する。

おって、この通知は地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の 規定に基づく技術的な助言である。 新

旧

(別紙)

児童養護施設等における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設(以下 「児童養護施設等」という。) において、小規模なグループによるケア(養育) を行う体制を整備することにより、児童養護施設等のケア形態の小規模化を推進 することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設<u>等</u>において、小規模なグループによるケアを推進している施設と する。

3. (略)

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、<u>施設の種別に応じ、</u>原則として<u>次</u>のとおりとする。

- ① 児童養護施設 6人以上8人以下
- ② 乳児院 4人以上6人以下
- ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 5人以上7人以下

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、便所等(乳児院にあっては、寝室及び対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等、浴室、便所等の必要な設備)を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。
- (2) 入所している子どもの居室<u>(乳児院にあっては寝室)</u>の床面積は、<u>施設の種別に応じ、次のとおりとする</u>こと。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。
 - ① 児童養護施設 1人当たり 4.95 ㎡以上(乳幼児のみの居室については 3.3 ㎡以上)
 - ② 乳児院 1人当たり2.47㎡以上
 - ③ 情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設 1人当たり4.95㎡以 ト
- (3) 小規模なグループによるケアは、①本体施設の敷地内で行うものと②本体施設の敷地外においてグループホームとして行うもの(以下「分園型小規模グループケア」という。)とがあること。

(別紙1)

児童養護施設における小規模グループケア実施要綱

1. 目的

児童養護施設において、小規模なグループによるケア (養育)を行う体制を整備することにより、児童養護施設のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。

2. 対象施設

児童養護施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。

3. (略)

4. 人数

小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として<u>6人以上8人以下とす</u>る。

5. 設備等

- (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等 入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、 便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中 で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができる こと。
- (2) 入所している子どもの居室の床面積は、<u>1人当たり4.95㎡以上(幼児については3.3㎡以上)である</u>こと。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として<u>各グループに</u>につき児童指導員又は保育士<u>(児童自立支援施設にあっては、児童自立支援専門員又は児童生活支援員)</u>1名<u>及び管理宿直等職員1名</u>を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、<u>管理宿直等職員1名は、非常勤職員であり、管理宿直を行う職員の配置のほか、繁忙時間帯の家事支援を行うパートタイム職員の配置にも活用できるものであること。</u>

- 7. 運営に当たっての留意事項
- (1) (略)
- (2) 分園型小規模グループケアについては、本体施設の職員等との連携が可能な場所において実施する必要があること。
- (3) (略)
- 8. (略)
- 9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。<u>以下同じ。</u>)民生主管部(局)長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第45条第1項</u> の規定により都道府県が条例で定める最低基準が遵守されており、かつ、法人 及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを6か所まで指定できること。
- (3) (2) <u>において小規模グループケアを3か所以上指定する場合は</u>、次の①及び②のすべての要件を満たすものとする。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都 道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

- イ ファミリーホーム (児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居 型児童養育事業をいう。以下同じ。)を2か所以上開設し、又はその開設 を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携 及び支援を行う。
- ウ <u>児童養護施設にあっては</u>本体施設の定員を45人以下と<u>し、乳児院にあ</u>っては本体施設の定員を35人以下とする。

6. 職員

小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員又 は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。

なお、<u>以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。</u>)

- ① 定員40人以下の施設
- ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設
- 7. 運営に当たっての留意事項
- (1) (略)
- (2) 児童養護施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が 望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所 でも差し支えないものとする。
- (3) (略)
- 8. (略)
- 9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局) 長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課 長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の 写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において<u>児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)</u>が 遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限るこ レ
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2) <u>の定めにかかわらず</u>、次の①及び②のすべての要件を満たす<u>場合は1</u> 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都 道府県知事に提出し、着実に推進すること。

ア本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。

- イ ファミリーホーム (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の 2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。)を2 か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
- ウ 本体施設の定員を45人以下とする。

- ② (略)
- (4) (3) の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のとおり指定することができるものであること。<u>また、平成23年度において実施している小規模なグループによるケアについては、当局家庭福祉課長と協議して適切と認められるときは、1本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定することができ</u>るものであること。
- (5) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室(乳児院にあっては寝室)がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの<u>(乳児院にあっては、対象となる子どもの発達状況に応じて必要となるほふく室等がないもの。ただし、寝室とほふく室等を同一の部屋の中に仕切りを設けて適切に設置することは差し支えない。</u>)
 - ③ その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの (乳児院にあっては、浴室、便所等の設備が必要となる子どもを対象とする場合に当該設備が欠けているもの)
 - ④ (略)
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が 5 人 (乳児院にあっては 3 人、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあっては 4 人) を下回っているもの
- (6) (略)

- ② (略)
- (4) (3) の定めにかかわらず、平成22年度において3か所の小規模グループ ケアを指定している本体施設にあっては、なお従前のとおり指定することがで きるものであること。
- (5) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
 - ③ <u>居室・居間(食堂)はあるが、</u>その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
 - ④ (略)
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が5人を下回っているもの
- (6) (略)

新	旧
(削除)	<u>(別紙2)</u> 乳児院における小規模グループケア実施要綱
	1.目的 乳児院において、小規模なグループによるケア(養育)を行う体制を整備することにより、乳児院のケア形態の小規模化を推進することを目的とする。
	2. 対象施設 乳児院において、小規模なグループによるケアを推進している施設とする。
	3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。
	4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として4人以上6人以下と る。
	5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて、寝室及びほふく室びに対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備をし、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができること。 (2) 寝室の床面積は、1人当たり2.47㎡以上であること。ただし、平成2年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。
	6.職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員
	7. 運営に当たっての留意事項 (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グルプによるケアの位置づけを明確にすること。 (2) 乳児院の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望まいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも
	<u>し支えないものとする。</u> (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとと

に、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児 第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市 にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設 置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が 指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局) 長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課 長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の 写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が 遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限るこ と。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都 道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の 2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。) を2 か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ウ 本体施設の定員を35人以下とする。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するととも に、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、 相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 寝室及びほふく室がないもの
 - ② 寝室及びほふく室はあるが、対象となる子どもの発達状況にあわせて浴室、便所等の必要な設備が欠けているもの
 - ③ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備 (親子生活訓練室等)を転用するもの
 - ④ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が3人を下回っているもの
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がな く、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

新		旧	
(削除)		<u>(別紙3)</u> 情緒障害児短期治療施設における小規模グループケア実施要綱	
		1.目的 情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケア(養育)を う体制を整備することにより、情緒障害児短期治療施設のケア形態の小規模化 推進することを目的とする。	
		2. 対象施設 情緒障害児短期治療施設において、小規模なグループによるケアを推進して る施設とする。	
		3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。	
		4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下と る。	
		5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂 入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室 便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気ので、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができ こと。 (2) 入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であると。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお前の例による。	
		6.職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童指導員は保育士1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加まることができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配するとができる。) ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設	
		7. 運営に当たっての留意事項 (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グルプによるケアの位置づけを明確にすること。 (2) 情緒障害児短期治療施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設か	

離れた場所でも差し支えないものとする。

(3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児 第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市 にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設 置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が 指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局) 長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課 長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の 写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が 遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都 道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の 2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。) を2 か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するととも に、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、 相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
 - ③ 居室・居間(食堂)はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備(親子生活訓練 室等)を転用するもの
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がな く、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。

新	旧			
(削除)				
	1. 目的 児童自立支援施設において、小規模なグループによるケア(養育)を行う体制 を整備することにより、児童自立支援施設のケア形態の小規模化を推進すること を目的とする。			
	2. 対象施設 児童自立支援施設において、小規模なグループによるケアを推進している施設 とする。			
	3. 対象となる子ども 小規模なグループによるケアが必要な子どもとする。			
	4. 人数 小規模なグループによるケア単位の定員は、原則として5人以上7人以下とす る。			
	5. 設備等 (1) 小規模なグループによるケアは、各ユニットにおいて居室、居間及び食堂等 入所している子どもが相互に交流できる場所その他生活に必要な台所、浴室、 便所等を有し、かつ、保健衛生及び安全について配慮し、家庭的な雰囲気の中で、担当職員が入所している子どもに対して適切な援助及び生活指導ができる こと。 (2) 入所している子どもの居室の床面積は、1人当たり4.95㎡以上であること。ただし、平成22年度において指定を受けているものにあっては、なお従前の例による。			
	6. 職員 小規模なグループによるケアを行う場合には、専任の職員として児童自立支援 専門員又は児童生活支援員1名を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。 なお、以下のいずれかに該当する場合においては、管理宿直等職員を1名加配することができる。(平成22年度において管理宿直等職員の加配を行った定員41人以上の施設については、なお従前のとおり3か年を限度として加配することができる。) ① 定員40人以下の施設 ② 3か所以上の小規模グループケアの指定を受けている施設			
	7. 運営に当たっての留意事項 (1) 小規模なグループによるケアを行うにあたり、施設内において、当該グルー プによるケアの位置づけを明確にすること。			

- (2) 児童自立支援施設の小規模なグループによるケアは、本体施設の敷地内の実施が望ましいが、職員間の連携が取れる範囲内であれば、本体施設から離れた場所でも差し支えないものとする。
- (3) 小規模なグループによるケアを行う場合には、職員の相互連携を図るとともに、施設内の他の子どものケアに支障がないように配慮すること。

8. 経費

小規模グループケアの運営に要する経費は、平成11年4月30日厚生省発児 第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金 について」に基づき、別に定める保護単価を適用するものとする。

9. 施設の指定等

小規模グループによるケアを実施しようとする者は、都道府県知事(指定都市 にあっては、指定都市の市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設 置市の市長とする。以下同じ。)に対して申請を行い、次により都道府県知事が 指定するものとする。

なお、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。)民生主管部(局) 長は、実施状況について翌年度4月末日までに別添様式1により当局家庭福祉課 長まで報告すること。また、(3)による指定をしたときは、(3)①の計画の 写しを添付して別添様式2により同課長まで報告すること。

- (1) 当該施設において児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)が 遵守されており、かつ、法人及び施設運営が適正に行われている場合に限ること。
- (2) 1本体施設について、小規模グループケアを2か所まで指定できること。
- (3) (2) の定めにかかわらず、次の①及び②のすべての要件を満たす場合は1 本体施設につき小規模グループケアを6か所まで指定できること。
 - ① 次の内容を含む施設の小規模化及び地域分散化に関する計画を策定して都 道府県知事に提出し、着実に推進すること。
 - ア 本体施設におけるケア形態をすべて小規模グループケアとする。
 - イ ファミリーホーム (児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第6条の 2第8項に規定する小規模住居型児童養育事業をいう。以下同じ。) を2 か所以上開設し、又はその開設を支援するとともに、当該ファミリーホームに対し緊密かつ継続的な連携及び支援を行う。
 - ② 本体施設に入所する子どもの里親への養育委託を積極的に推進するととも に、里親の新規開拓及び里親に対する相談、養育指導、レスパイト・ケア、相互交流等の支援を行うこと。
- (4) 次の場合には認められないこと。
 - ① 居室がないもの
 - ② 居間・食堂などの交流スペースがないもの
 - ③ **居室・居間**(食堂)はあるが、その他生活に必要な台所・浴室・便所が欠けているもの
 - ④ 本体施設とは別に施設整備費の加算を受けて整備した設備(親子生活訓練 室等)を転用するもの
 - ⑤ 対象となる子どもの各月初日の平均在籍数が4人を下回っているもの
- (5) 指定を受けた施設についてであっても、やむを得ないと認められる事由がな

		く、実績が本要綱の要件を満たさない場合は指定を取り消すこと。		
別紙様式1及び様式2	(略)	別紙様式1及び様式2	(略)	